平成２３年（フ）第３９９号
高知市知寄町１丁目４番17号　清涼ハイツ８Ｄ
債務者　伊與木潤二
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０２号
高知市知寄町１丁目４番17号　清涼ハイツ８Ｄ
債務者　伊與木眞佐子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４５号
高知市高須西町２番21号
債務者　髙石　宗信
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５７号
福岡県八女市蒲原1668番地５
債務者　三宅　福美（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第５８号
福岡県筑後市大字蔵数307番地１
債務者　野口　重紀
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３１１号
大分県由布市湯布院町川上3061―５　コーポ江藤105、住民票上の住所大分県由布市湯布院町川北2111番地１
債務者　森　のり子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３７号
大分県杵築市大字守江3742番地108　Ｆ・リヴァージュ102号
債務者　平山　忠司
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
大分県国東市武蔵町糸原2848番地３
債務者　吉田　重徳
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
宮崎市新別府町江田原16番地１　ニューフウスイ１―Ｃ号
債務者　古**澤**　暢司
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７４号
宮崎県西都市大字岡富978番地１　エスペランサ101号
債務者　菊池　智絵
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿屋市上高隈町83番地２
債務者　寒水みほ子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
茨城県神栖市波崎7555番地、申立時の住所茨城県神栖市波崎7917番地１　ウィンドミル波崎参番館102号
債務者　藏品千賀子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第９３号
茨城県神栖市太田新町１丁目５番地３
債務者　大森　智子（旧姓松元・山邉）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第６９号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富3436番地２
債務者　上島　　崇
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第７０号
長野県上伊那郡南箕輪村2930番地４
債務者　倉田　友明（旧姓埋橋）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第７１号
長野県伊那市長谷非持321番地
債務者　松井　里美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第７２号
長野県伊那市西箕輪6710番地７、住民票上の住所長野県伊那市荒井3852番地５
債務者　阿部きく美（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで　長野地方裁判所伊那支部